

# 東京都の最低賃金

**必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も**

東京都内には、次のとおりの最低賃金が決められています。  
最低賃金法により、使用者は、効力発生日以降この最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。



東京労働局  
労働基準監督署

最低賃金の名称		時間額 (円)	効力発生日	備考
地域別	<b>東京都最低賃金</b>	<b>837</b>	23.10. 1	都内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。ただし、下記の特定（産業別）最低賃金が適用される労働者には、特定（産業別）最低賃金額以上を支払わなければなりません。
特定（産業別）最低賃金	<b>鉄 鋼 業</b>	<b>852</b>	24. 2.18	次の労働者には、左の最低賃金は適用されず、上記の東京都最低賃金が適用されます。
	自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業	<b>838</b>	24. 2.18	・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後6月未満の者であって技能習得中のもの
	<b>出 版 業</b>	<b>838</b>	24. 2.18	・清掃又は片付けの業務に主として従事する者
	業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	829→ <b>地</b> 837	(22.12.31)	※左記の特定（産業別）最低賃金が改正されなかったため、最低賃金法に基づき、東京都最低賃金と特定（産業別）最低賃金のうち、より高い方の最低賃金額が適用されています。
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	832→ <b>地</b> 837	(22.12.31)	
	<b>各種商品小売業</b>	792→ <b>地</b> 837	(21.12.31)	

●最低賃金は「時間額」で表示されています。月給制、日給制、時間給制等すべての給与形態に「時間額」が適用されます。

●最低賃金には次の賃金は含まれません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ③ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

●最低賃金の確認方法

時間給以外は賃金額を時間当たりの金額に換算して比較します。

\*日によって定められた賃金(日給制)については、その金額を1日の所定労働時間数で除した金額と最低賃金額を比較します。

\*月によって所定労働時間数異なる場合には、1年間における1月平均所定労働時間数で除した金額と最低賃金額を比較します。

●派遣労働者については、派遣先の事業場に適用される地域・産業の最低賃金が適用されます。

●最低賃金の減額特例許可制度

精神または身体の障害により著しく労働能力が低い者などについては、使用者が東京労働局長の許可を受けることを条件として個別に減額した額を適用する「最低賃金の減額の特例」規定があります。

●最低賃金の決定について

最低賃金は、最低賃金審議会で、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分に参考としながら調査審議を行い、その意見を聴いて決定しています。

詳しくは、東京労働局労働基準部賃金課(03-3512-1614 直通)又は最寄りの労働基準監督署まで

東京労働局ホームページ

<http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

最低賃金に関する特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/>

# 【平成 23 年度 全国地域別最低賃金一覧】

地域	金額	発効日	地域	金額	発効日	地域	金額	発効日	地域	金額	発効日
北海道	705	10/ 6	青森	647	10/16	岩手	645	11/11	宮城	675	10/29
秋田	647	10/30	山形	647	10/29	福島	658	11/ 2	茨城	692	10/ 8
栃木	700	10/ 1	群馬	690	10/ 7	埼玉	759	10/ 1	千葉	748	10/ 1
東京	837	10/ 1	神奈川	836	10/ 1	新潟	683	10/ 7	富山	692	10/ 1
石川	687	10/20	福井	684	10/ 1	山梨	690	10/20	長野	694	10/ 1
岐阜	707	10/ 1	静岡	728	10/14	愛知	750	10/ 7	三重	717	10/ 1
滋賀	709	10/20	京都	751	10/16	大阪	786	9/30	兵庫	739	10/ 1
奈良	693	10/ 7	和歌山	685	10/13	鳥取	646	10/29	島根	646	11/ 6
岡山	685	10/27	広島	710	10/ 1	山口	684	10/ 6	徳島	647	10/15
香川	667	10/ 5	愛媛	647	10/20	高知	645	10/26	福岡	695	10/15
佐賀	646	10/ 6	長崎	646	10/12	熊本	647	10/20	大分	647	10/20
宮崎	646	11/ 2	鹿児島	647	10/29	沖縄	645	11/ 6	金額は時間額(円)		

※ 上記、地域別最低賃金の効力発生日は全て平成 23 年です。

# 【近県の特定（産業別）最低賃金一覧】

最低賃金の名称	時間額(円)	効力発生日
神奈川県 塗料製造業	871	H23.12.21
神奈川県 鉄鋼業	857	
神奈川県 ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業	849	
神奈川県 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	843	
神奈川県 輸送用機械器具製造業	845	
神奈川県 自動車小売業	842	

お問い合わせは 045(211)7354 神奈川労働局労働基準部賃金課まで

千葉県	調味料製造業	810	H23.12.25
	鉄鋼業	850	
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	827	H23.12.30
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	829	
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具、理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	812	
	各種商品小売業	788	H23.12.30
自動車(新車)小売業	819		

お問い合わせは 043(221)2328 千葉労働局労働基準部賃金室まで

栃木県	塗料製造業	850	H23.12.31
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	793	
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	793	
	自動車・同附属品製造業	797	
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業	793	
	各種商品小売業	758	

お問い合わせは 028(634)9109 栃木労働局労働基準部賃金室まで

最低賃金の名称	時間額(円)	効力発生日	
埼玉県	非鉄金属製造業	824	H23.12.8
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	828	
	輸送用機械器具製造業	837	
	光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	836	
	各種商品小売業	796	
	自動車小売業	837	

お問い合わせは 048(600)6205 埼玉労働局労働基準部賃金室まで

山梨県	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	793	H23.12.31
	自動車・同附属品製造業	801	H24.1.25

お問い合わせは 055(225)2854 山梨労働局労働基準部賃金室まで

茨城県	鉄鋼業	799	H23.12.31
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	783	
	計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	776	
	各種商品小売業	750	
	各種商品小売業	750	

お問い合わせは 029(224)6216 茨城労働局労働基準部賃金室まで

群馬県	製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	799	H23.12.28
	ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業	788	
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	786	
	輸送用機械器具製造業	788	

お問い合わせは 027(210)5005 群馬労働局労働基準部賃金室まで

◇なお、同名の特定（産業別）最低賃金でも、県によって対象が異なることがありますので、詳細は各局賃金課・室までお問い合わせください。